

沖縄路線に係る航空機燃料税の軽減措置の改正

背景・必要性

○本土から遠隔地にあり、陸路が絶たれている沖縄の置かれた地理的事情は、ヒト、モノの移動の不利性につながり、産業振興の大きな制約要因。

○沖縄経済を牽引する観光と物流を振興するため、沖縄路線に係る航空機燃料税の軽減措置が不可欠。

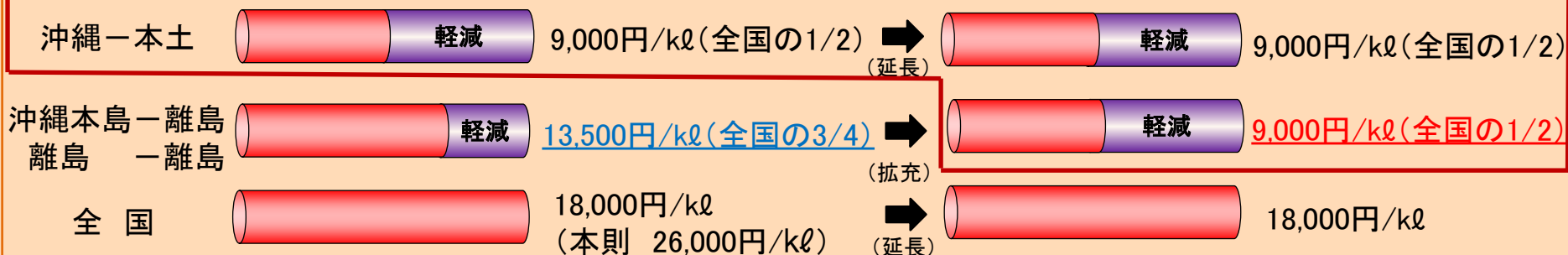
※航空機燃料税の軽減措置は、沖縄振興特別措置法第27条に規定。

改正の概要

1. 沖縄路線(本土ー沖縄島(那覇)、宮古島、石垣島又は久米島)に係る航空機燃料税について、現行軽減措置(9,000円/kℓ)の延長(期限:平成25年度末→平成28年度末)。
2. 沖縄路線に沖縄県の区域内を結ぶ全路線を追加(拡充)。

改正前

改正後(囲み部分が沖振法規定部分)



<参考> 沖縄路線に係る軽減措置は、平成9年度に創設(旅客便を対象に3/5に軽減)、11年度に拡充(1/2)、22年度に拡充(貨物便追加)、23年度に拡充、24年度に拡充(沖縄路線は、本土ー沖縄島(那覇)に加え、本土ー宮古島、石垣島又は久米島の各路線が追加)